

第2回 JSPO 国体発第 117 号
令和 2 年 9 月 25 日

関係各位

公益財団法人日本スポーツ協会
国民体育大会委員会
委員長 大野 敬三



鹿児島県における国民体育大会（鹿児島国体）及び全国障害者スポーツ大会（鹿児島大会）並びに後催県の取扱いについて（通知）

平素より当協会スポーツ推進事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、この度、令和2年9月25日、当協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省・スポーツ庁及び鹿児島県による4者トップレベル会議を行い、鹿児島国体及び鹿児島大会を2023（令和5）年に開催することといたしましたので、ご通知いたします。

また、同日、当協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び文部科学省・スポーツ庁の3者において、2023（令和5）年に佐賀県で開催予定の第78回国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会以降の開催年について、1年順送りを基本として開催時期を定めることといたしましたので、併せてご通知申し上げます。

なお、来る10月8日、当協会の臨時理事会を開催し、鹿児島県及び佐賀県の決定並びに滋賀県及び青森県の内定について審議する予定としていることを申し添えます。

記

○同封資料

資料1：鹿児島県における国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の取扱いについて

資料2：鹿児島県における国民体育大会本大会及び全国障害者スポーツ大会の延期に伴う後催県の取扱いについて

【お問合せ先】国体推進部 国体課 TEL03-6910-5808
E-mail : kokutai@japan-sports.or.jp

資料1

令和2年9月25日
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
文部科学省・スポーツ庁
鹿児島県

鹿児島県における国民体育大会本大会及び全国障害者スポーツ大会
の取扱いについて

延期開催することとした鹿児島県における国民体育大会本大会及び
全国障害者スポーツ大会は、令和5（2023）年に開催することとする。

資料2

令和2年9月25日
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
文部科学省・スポーツ庁

鹿児島県における国民体育大会本大会及び全国障害者スポーツ大会
の延期に伴う後催県の取扱いについて

関係県との調整を踏まえ、令和5（2023）年、令和6（2024）年に開催が内定していた佐賀県及び滋賀県における国民スポーツ大会本大会及び全国障害者スポーツ大会については、それぞれ令和6（2024）年、令和7（2025）年に開催することとし、以降の開催県についても1年順送りを基本として開催時期を定めることとする。